

新聞折込広告委託契約書（案）

佐賀県(以下「甲」という。)と〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、県有地売払いに関する新聞折込広告作成及び折込業務委託について、次のとおり契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、次に掲げる業務(以下「委託業務」という)を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

- (1) 県有地売払いに関する新聞折込広告の作成
- (2) 指定された期日の新聞朝刊への広告の折込

(業務の実施)

第2条 乙は、業務の実施に当たり、別紙「業務仕様書」に従い、善良なる管理者の注意義務をもって業務を実施しなければならない。

(委託期間)

第3条 委託期間はこの契約の締結の日から令和8年8月17日までとする。

(委託料)

第4条 委託業務の委託料(以下「委託料」という。)は、金 円(うち消費税額及び地方消費税額 円)とする。

(契約保証金)

第5条 乙は、本契約締結までに、契約保証金として金〇〇円以上を甲に納付する。

(再委託の禁止)

第6条 乙は、理由の如何を問わず第三者に対し、業務の全部又は一部を委託してはならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第7条 乙は、契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し又は引き受けさせてはならない。

(委託業務の調査等)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況を調査し、乙に対して報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第9条 甲は、必要がある場合には、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止させることができる。この場合において、委託金額を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

(業務報告及び完了検査)

第10条 乙は、印刷物を納入するとき又は折込みを実施したときは、別紙業務仕様書の7による甲の検査を受けなければならない。

2 乙は、前項の検査に合格しなかったときは、甲の指定する期間内にその指示に従い、これを補正しなければならない。前項の規定は、本項の規定による補正について準用する。

3 前2項の審査及び前項の補正に要する費用は、乙の負担とする。

(委託料の支払い)

第11条 前条の検査に合格したときは、乙は各月分の委託料を適法な請求書により請求し、甲は請求があった日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

(遅延利息の徴収)

- 第12条 乙の責に帰すべき理由により、契約期間内に委託業務を完了しない場合には、乙は、遅延日数に応じ、委託料に年3.0パーセントの割合で計算した額に相当する金額を甲に納付しなければならない。
- 2 乙の責に帰すべき事由により、乙がこの契約に基づく損害賠償金を指定の期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額にその期限の翌日から支払いの日まで年3.0パーセントの割合で計算した遅延利息を徴収する。
- 3 甲の責に帰すべき事由により、甲がこの契約に基づく第4条による契約代金を指定の期間内に支払わないときは、乙は、その支払わない額にその期限の翌日から支払いの日まで年3.0パーセントの割合で計算した遅延利息を請求することができる。

(契約の解除)

- 第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
- (1) 乙がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) 乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(違約金)

- 第14条 前条第1項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を甲の指定する期限までに支払わなければならない。
- 2 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。
- 3 第1項の規定により甲から違約金の請求を受けた場合において、乙が甲の定めた期限までに支払わないときは、乙は期限の翌日から違約金支払日までの日数に応じて、違約金に年3.0パーセントの割合を乗じて計算した遅延利息を支払わなければならない。

(損害賠償)

- 第15条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(天災等による履行不能)

- 第16条 乙は、天災その他やむを得ない理由により委託業務の遂行が困難になったときは、速やかにその旨を甲に申し出なければならない。

(秘密の保持)

- 第17条 乙は、委託業務の実施にあたり知り得た秘密を、第三者に漏らしてはならない。

(権利の帰属)

- 第18条 仕様書等に規定するところにより乙が甲に引き渡すべき成果物（以下「本件成果物」という。）は甲の所有とする。
- 2 本件成果物の著作権は、甲に帰属し、乙は著作権法第18条から第20条に規定する著作者人格権を行使しないこととする。
- 3 乙が本件成果物を複写、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、甲の承諾を受けなければならない。
- 4 甲は、本件成果物を公表することができる。この甲の公表権については、乙はいかなる権利も主張できない。
- 5 委託業務の実施のために使用された甲が所有する資料等の著作権は甲に帰属する。ただし、乙が従前より保有する特許権、著作権等の知的財産権を適用したものにおいては、甲はその使用及び複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財産権は乙に帰属する。
- 6 第1項の成果物及び前項の資料等に乙が従前から保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む）が含まれていた場合は、乙に留保されるが、甲は成果物を利用するために必要な範囲において、これを無償かつ非独占的に利用できるものとする。
- 7 乙は、本条項に違反したことにより、甲及び第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(危険負担)

第19条 契約履行前の物品の滅失、損傷その他の損害については、乙の負担とする。

(費用の負担)

第20条 乙は業務遂行上必要な経費の一切を負担するものとする。

(協議)

第21条 この契約に定めのない事項、又はこの契約について疑義の生じた事項については、必要に応じて甲、乙協議して定めるものとする。

この契約が成立したことを証するため、この契約書2通を作成し、当事者が記名押印のうえ、各自1通を保持する。

令和 年 月 日

委託者（甲） 佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県総務部資産活用課 課長 川崎 まり子

受託者（乙）